

世界保健機関（WHO）のガバナンス強化に資する研究（25BA2001）

分担研究報告書

計量的解析に基づく課題認識

研究分担者： 駒田謙一 国立国際医療研究センター国際医療協力局
運営企画部 保健医療協力課医師

研究要旨

本研究は、世界保健機関（WHO）の主要意思決定機関である世界保健総会（WHA）および WHO 執行理事会（EB）における事務局文書の発出時期について、2016 年から 2025 年の 10 年間を対象に定量的分析を行ったものである。近年、文書発出が会合直前に集中する傾向が指摘されており、加盟国の準備時間の不足が審議の質や透明性に影響を及ぼす可能性が懸念されている。分析の結果、WHA・EB の双方において文書発出が会合開始日に近づく傾向が明確に確認され、特に 2021 年以降に遅延が顕著であった。これらの知見から、文書発出の遅延が加盟国による政策的対応を制約し、WHO ガバナンスの透明性および審議の質を低下させている可能性が示唆された。

A. 研究目的

WHO の意思決定過程において、事務局文書は加盟国が議題を理解し、国内調整や専門家との協議を行うための基礎資料として不可欠である。こうした文書の発出時期については、世界保健総会（WHA）および執行理事会（EB）の手続規則に明確な基準が定められており、具体的には、WHA 手続規則 Rule 14 および EB 手続規則 Rule 5 において、会合に関連する報告書や文書は「通常会合の開始の 6 週間前までに」加盟国へ送付されるべきことが規定されている。この規定は、加盟国が十分な準備期間を確保し、議論に主体的に参加できるよう制度的に担保する役割を果たしている。

しかし近年、一部の加盟国や市民社会から、文書発出が会合直前に集中する事例が増えているとの指摘が相次いでいる。文書発出が遅延すると、加盟国は文書内容の精査や国内調整に必要な時間を確保できず、結果として政策的立場の形成が困

難になる可能性がある。また、準備期間の不足は議論の質や透明性に影響を及ぼし、WHO の意思決定過程における公平性にも関わる問題となり得る。

こうした背景を踏まえ、本研究は 2016 年から 2025 年に開催された WHA および EB における事務局文書の発出時期を定量的に把握し、その変化を明らかにすることを目的とする。また、文書発出の遅延が加盟国の準備作業や意思決定過程に及ぼし得る影響を検討し、WHO ガバナンスの透明性および審議の質の観点から課題を整理する。

B. 研究方法

本研究では、2016 年から 2025 年に開催された WHA および EB を対象として、WHO 公式ウェブサイトに掲載された事務局文書の発出日を収集した。分析の一貫性を確保するため、世界保健総会直後に開催され文書数が著しく少ない奇数回の

EB、およびオンライン・分割開催となった WHA73（2020 年）を除外した。また、会合開始後に発出された改訂文書、委員会報告、決議・決定関連文書も対象外とした。最終的に 1008 文書を解析対象とし、各文書について文書発出日から会合開始日までの日数を算出し、会合ごとに平均値と 95%信頼区間を求めた。

C. 研究結果

世界保健総会（WHA）に関する分析では、Table 1 に示すように、2016 年から 2019 年にかけて文書発出は概ね会合の約 1 か月前に行われていた。これに対し、2021 年以降は文書発出の平均日数が大幅に短縮し、2021 年の WHA74 では 15.94 日前、2023 年の WHA76 では 12.91 日前、さらに 2025 年の WHA78 では 11.50 日前と、過去 10 年間で最も短い値を示した。これらの結果は、2021 年以降、文書発出が会合開始日に近づく方向へ一貫して推移していることを示している。また、近年の 95%信頼区間は比較的狭く、文書発出の時期が特定の期間に集中する傾向がみられた。

WHO 執行理事会（EB）に関する分析では、Table 2 に示すとおり、2016 年から 2020 年にかけて文書発出は 30～50 日前の範囲で推移していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴いオンライン開催となった 2021 年の EB148 では平均 12.30 日前と急激な短縮が観察され、その後の会合では一定の回復がみられたものの、2022 年以降も文書発出が制度上の基準である 6 週間前には戻ることなく、むしろ会合開始日との間隔はより短い水準にとどまっている。

D. 考察

本研究で示された文書発出時期の変化は、WHA および EB の双方において 2021 年以降に顕著な転換が生じていることを示唆している。特に、文

書発出が制度上求められる 6 週間前から大きく乖離し、会合開始日に近づく傾向が継続的に観察された点は、単発的な遅延ではなく、組織的または制度的な背景要因が存在する可能性があると考えられる。

文書発出の遅延は、加盟国が会合に向けて必要な準備を行うための時間的余裕を縮小させる。WHO の意思決定過程では、加盟国は文書内容の精査、国内関係省庁との調整、専門家との協議を経て立場を形成する必要があるが、発出時期が会合直前に集中することで、これらのプロセスが十分に確保されにくくなる。準備期間の不足は、加盟国間の情報処理能力や行政体制の差異を拡大させ、結果として議論への実質的な参加度に不均衡を生じさせる可能性がある。

また、文書発出が遅延する状況が常態化すると、議論の構図にも影響を及ぼし得る。加盟国が十分な準備を行えない場合、会合における議論は事務局が提示する文書の構成や論点設定に依存しやすくなり、議題形成過程における加盟国の影響力が相対的に低下する可能性がある。このような状況は、国際機関の意思決定における透明性や説明責任の観点から重要な検討課題となる。

さらに、文書発出の遅延は、意思決定の質にも影響を及ぼす可能性がある。加盟国が十分な検討を行えないまま会合に臨む場合、議論が表層的なものにとどまり、政策的含意や実施可能性に関する深い検討が行われにくくなる。審議の質の低下は、採択される決議や決定の実効性にも影響を与える可能性がある。

以上の点から、文書発出の遅延は単なる事務的な問題ではなく、WHO の意思決定過程における公平性、透明性、熟議の質に関わる構造的課題として捉える必要がある。本研究の結果は、こうした課題の存在を示唆するものであり、今後の制度的検討に向けた基礎的知見を提供するものである。

Table 1. 過去 10 年間の世界保健総会における文書発出日から会合開始日までの平均日数

会合	解析対象 文書数	文書発出から会合開始 日 までの平均日数		95%信頼区間
WHA69(2016)	67	30.75	24.52	36.97
WHA70(2017)	67	24.76	19.77	29.76
WHA71(2018)	48	36.79	30.15	43.43
WHA72(2019)	63	28.57	23.34	33.80
WHA74(2021)	62	15.94	12.44	19.43
WHA75(2022)	64	15.00	11.47	18.53
WHA76(2023)	54	12.91	9.02	16.80
WHA77(2024)	43	19.88	14.25	25.52
WHA78(2025)	44	11.50	7.96	15.04

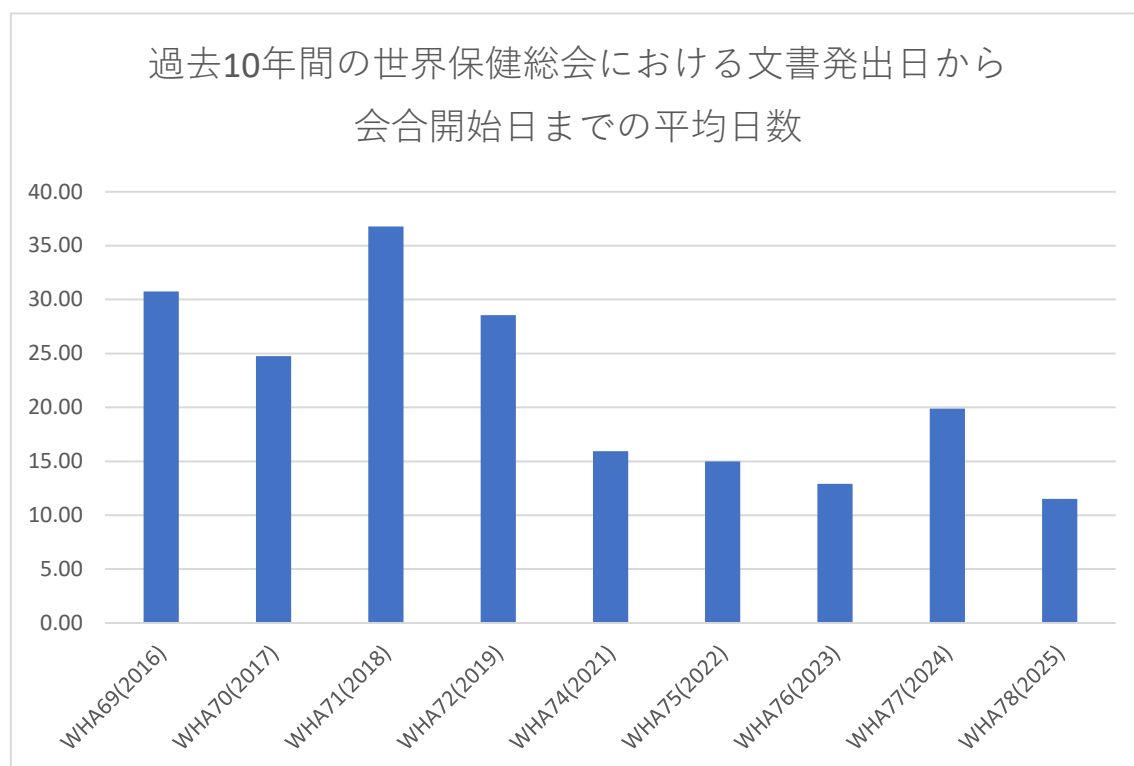
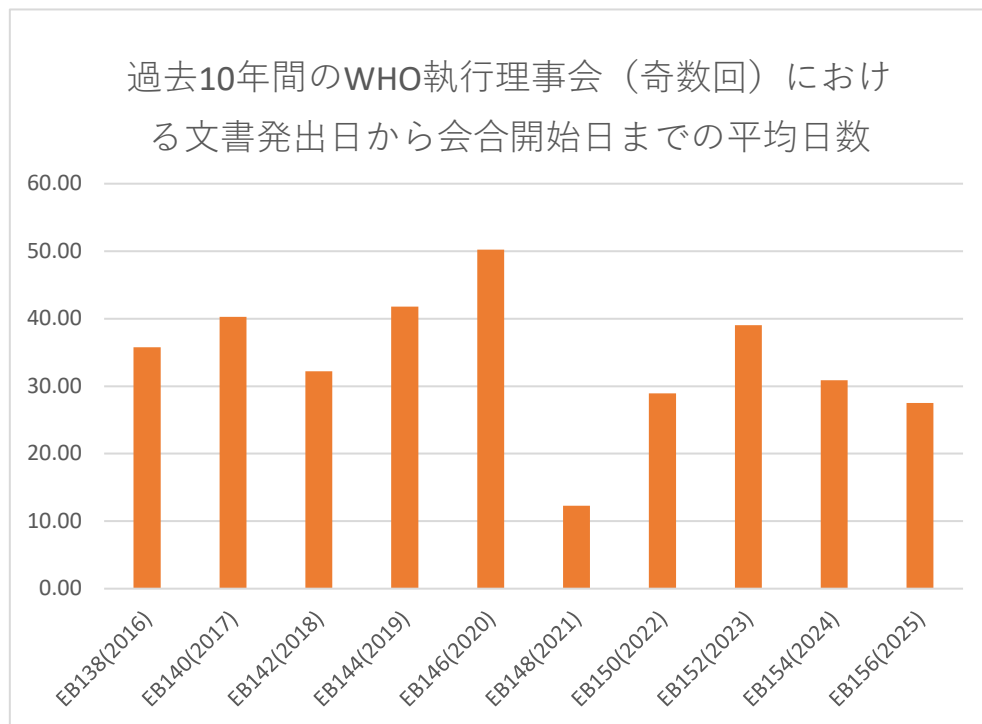


Table 2. 過去 10 年間の WHO 執行理事会（奇数回）における文書発出日から会合開始日までの平均日数

会合	解析対象文 書数	文書発出から会合開始 日までの平均日数	95%信頼区間	
EB138(2016)	56	35.79	30.17	41.40
EB140(2017)	48	40.29	34.22	46.37
EB142(2018)	35	32.20	25.88	38.52
EB144(2019)	50	41.78	37.75	45.81
EB146(2020)	54	50.22	46.00	54.44
EB148(2021)	46	12.30	9.50	15.11
EB150(2022)	49	28.92	24.29	33.54
EB152(2023)	53	39.02	34.99	43.04
EB154(2024)	55	30.87	26.95	34.80
EB156(2025)	50	27.52	22.95	32.09



E. 結論

本研究は、2016年から2025年にかけて発出されたWHOおよびEBの事務局文書を分析し、2021年以降、文書発出が会合開始日に近づく傾向が一貫して強まっていることを明らかにした。この傾向は、制度上求められる発出基準との乖離を示すものであり、加盟国が会合準備に必要な時間を十分に確保できない可能性を示唆する。こうした状況は、WHOの意思決定過程における透明性や熟議の質に影響を及ぼし得るため、文書発出スケジュールの遵守状況を継続的に検証し、必要な制度的改善を検討することが求められる。

F. 健康危機情報

該当なし

G. 研究発表

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし